

越谷市境界確認事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、越谷市長が管理する市道等とこれに隣接する民有地との境界確認に関する事務処理を円滑に進めるため必要な事項を定めるものとする。

(境界確認の実施)

第2条 市長は、次条に規定する境界確認の対象となる土地に隣接する土地の所有者からの申請に基づき境界確認を行うものとする。

(境界確認の対象)

第3条 市長は、次に掲げる公共の用に供されている土地について境界確認を行うものとする。

- (1) 認定道路のうち、越谷市が所有するもの
- (2) 認定外道路のうち、越谷市が所有するもの
- (3) 河川等で越谷市が管理するもの
- (4) その他申請者との協議により、確認する必要があると市長が認める土地

(境界確認申請)

第4条 境界確認を申請する者（以下「申請者」という。）は、境界確認申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。この場合において、申請者は、境界確認申請書に実印を押印し、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 案内図 A3版又はA4版とし、申請箇所を朱線で示すこと。
- (2) 公図写し 法務局備え付けの公図の写しに、申請箇所を朱線で示すこと。
- (3) 印鑑証明書
ア 申請日の3ヶ月以内に交付を受けたもの

イ 申請者が印鑑証明書の還付を求めた場合は、決裁後に印鑑証明書の写しをとり、原本還付に応じるものとする。

(4) 委任状（第2号様式） 代理による申請の場合（次項に規定する場合を除き、実印を押印したものとする。）

(5) 申請地の登記事項証明書（写し） 申請日の3ヶ月以内に交付を受けたもの

(6) 申請地の閉鎖登記簿謄本（写し） 登記事項証明書により履歴等が確認できない場合等市長が必要と認める場合

(7) 戸籍謄本、遺産分割協議書等 相続等の場合で、登記事項証明書又は閉鎖登記簿謄本により所有権者を確認できない場合

(8) その他参考資料 必要に応じて次に掲げるもの

ア 境界確認するうえで参考となる申請地の実測図、古図及び地引図等の資料

イ 申請者の現住所が登記事項証明書の記載と異なっている場合は、申請者の住所の異動を確認できる書類

2 境界確認の申請地が地籍調査区域内に存する場合であって、境界確認がされていないときは、申請者は、境界確認申請書（地籍調査区域内用）（第1号様式の2）に認印を押印し、市長に提出するものとする。この場合において、申請者は、前項第1号及び第2号に定める添付書類並びに代理による申請の場合は、委任状（第2号様式の2）に認印を押印したものを添付するものとする。

（申請書類の受付及び確認）

第5条 市長は、申請があったときは、申請の要件及び必要書類を確認し、境界確認を実施する必要があると認める場合は、境界確認受付台帳に登載するものとする。

2 市長は、境界確認申請の受付に際し、公共物管理者が他にあるときは、当該申請について公共物管理者と協議しているか申請者に確認するもの

とする。

(境界立ち会い)

第6条 市長は、立会いを実施するときは、あらかじめ当該日時を申請者に連絡し、立会日時を定めるものとする。

2 申請者は、同時に立会いが必要と認められる申請地に隣接する土地の所有者、利害関係人、他の公共物管理者及びその他参考人等に対し立会いを依頼するものとする。

(境界確認の心得)

第7条 市長及び土地所有者は、境界確認が成立した場合には確認された内容が将来にわたって相互を拘束することにかんがみ、境界確認を慎重に実施しなければならない。

(事前調査)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、事前に参考となる資料の収集・調査及び現地確認を行い、現地の調査等を十分に行ったうえで申請者と協議するものとする。

(境界確認)

第9条 市長は、次に掲げる手順により境界確認を実施するものとする。

- (1) 市長は、境界確認の立会いに際し、申請書に記載されている土地所有者一覧表等により立会者を確認するものとする。
 - (2) 市長は、境界確認に際し、立会者が認識している既設杭の位置等の情報の提供を求めるものとする。
 - (3) 市長は、公共物管理者が他にあるときは、当該公共物管理者に対し公共物管理区域について意見を求めるものとする。
 - (4) 市長は、原則としてすべての立会者から承諾書（第3号様式）に記名及び押印（認印可）を得るものとする。
- 2 境界確認の申請地が、地籍調査区域内で境界確認がされていない場合は、申請者は、承諾書（第4号様式）に記名及び押印（認印可）を得る

ものとする。

(境界確認済証明願)

第10条 市長は、境界確認を実施した土地について境界確認済証明願(第5号様式)の提出があったときは、確定図(測量図)と照合し、相違ないときは境界確認済証明書を交付するものとする。

(境界杭の設置)

第11条 市長は、境界確認成立後、境界標設置位置及び境界標の種類を明記した確定図(測量図)を添付した越谷市境界標使用申請書(第6号様式)が提出されたときは、申請者に対し境界標を支給するものとする。

2 境界標の支給を受けた者は、支給された境界標を速やかに設置するものとする。

3 境界標の支給を受けた者は、やむを得ない事情により設置することができなくなった境界標があるときは、当該境界標を市長に返却するものとする。

(登記の手續)

第12条 市長は、境界確認の結果、地図訂正等の登記を行う必要があると認めるときは、土地所有者と協議のうえ登記手続きに際し、協力するものとする。

(申請の有効期間)

第13条 境界確認申請の有効期間は、特別の事情があると認められる場合を除き、境界確認の立会い後1年間とする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条第1項関係）

境界確認申請書

年 月 日

越谷市長宛

申請者（土地所有者） 住所 氏名 電話	実印
代理人 住所 氏名 電話	印

私所有の下記土地と公共用地(道路・水路)との境界を確認したいので立会いを申請します。

申請地	越谷市 番地先
申請理由	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・案内図 ・公図写し ・印鑑証明書 ・登記事項証明書又は閉鎖登記簿謄本（写し） ・ その他参考資料（現況測量図、付近地積測量図、住民票等）

※道路総務課記入欄

立 会 結 果

立会年月日	測 量 者	特 記 事 項

課 長	副 課 長	係 長	主 査	副 主 査	係

土地所有者一覧表

隣接地・反対側の土地	地 積	所有者	住 所

注意事項

1. 代理人に依頼する場合には、委任状（第2号様式）が必要です。（委任状には実印を押印して下さい）
2. 案内図はA3版又はA4版とし、申請箇所を朱線で示すこと。
3. 公図の写しは、法務局備え付けの公図の写しをとり、確認箇所は朱線で明示して下さい。
4. 境界立会当日は、申請地の隣接地の所有者等（土地所有者一覧表で表記されたもの）の立会も要するので、申請者からその旨連絡をして下さい。
尚、当日雨天の場合は、延期することもあります。
5. 立会人は、認印を持参して下さい。（ゴム印は不可とします）
6. 申請者は、境界明示後、必要に応じて境界標石又はプレートを埋設して下さい。
7. 境界確認申請の有効期間は、特別の事情があると認められる場合を除き、境界確認の立会い後1年間といたします。

委任状

私は、住所 _____ を代理人と定め、下記事項を
氏名 _____
委任します。

記

1、土地の表示 越谷市 _____

- 1) 境界確認申請に関する事
- 2) 境界確認立ち会いに関する事
- 3) 境界確認立ち会い後承諾する事

年 月 日

委任者 住所 _____
氏名 _____

実印

(注意事項)

委任しない事項については、その事項に横線を引き、委任者の実印で消印してください。

境界確認申請書(地籍調査区域内用)

委任状

年 月 日

越谷市長宛

申請者(土地所有者) 住所 氏名 電話 印

代理人 住所 氏名 電話 印

私は、住所 氏名 印 を代理人と定め、下記事項を委任します。

記

私所有の下記土地と公共用地(道路・水路)との境界を確認したいので立会いを申請します。

申請地	越谷市	番地先
申請理由		
添付書類	・案内図 ・公図写し	

1、土地の表示 越谷市 _____

- 1) 境界確認申請に関する事
- 2) 境界確認立ち会いに関する事
- 3) 境界確認立ち会い後承諾する事

年 月 日

委任者 住所 氏名 印

※道路総務課記入欄

立会結果

立会年月日	測量者	特記事項

課長	副課長	係長	主査	副主査	係

(注意事項)
委任しない事項については、その事項に横線を引き、委任者の印で消印してください。

第3号様式（第9条関係）

年 月 受付No.

承 諾 書

越谷市 _____ 番の境界確認については、現地立ち
会いの結果承諾いたします。

越 谷 市 長 宛

年 月 日

土地の表示	所有者住所	印
	所有者氏名	
	住所 ----- 氏名	
	住所 ----- 氏名	
	住所 ----- 氏名	
	住所 ----- 氏名	
	住所 ----- 氏名	
	住所 ----- 氏名	
	住所 ----- 氏名	
	住所 ----- 氏名	

立会日 _____ 月 _____ 日 担当者 _____ 代理人 _____

承 諾 書

年 月 日

越 谷 市 長 宛

土地所有者

住所

氏名

印

下記の私の所有地と公共用地(道路・水路)との境界は、現地で表示のとおり異議なく承諾します。

記

1、 年 月 日立会

1、越谷市_____

路線番号_____

境界確認済証明願

年 月 日

越谷市長宛

住所
申請者
氏名

連絡先（氏名・電話等）

土地の表示

1	所在	越谷市
2	地番	
3	使用目的	
4	添付書類	案内図、公図写し、確定図（測量図）

※ 地籍調査完了区域内は、②にチェックしてください。②にチェックを入れた場合は、確定図（測量図）の提出は不要です。

※ 正・副2部提出してください。

①上記土地と公共用地（道路 水路）との境界は、別紙図面のとおり 年 月 日
No 確認済であることを証明願います。

②上記の土地について公共用地（道路 水路）との境界は、境界線測量により確認済であることを証明願います。

年 月 日

上記のとおり証明する。

越谷市長 高橋 努

越谷市境界標使用申請書

年 月 日

道路総務課長 宛

住所
申請者 氏名
連絡先
印

境界確認終了に伴い、別紙の通り越谷市境界標を埋設したく申請致します。

記

申請地	越谷市			
境界確認終了年月日	年 月 日 NO.			
境界標の種類	矢印杭	十字杭	直プレート	斜プレート
	本	本	枚	枚
添付書類	案内図 確定図（埋設場所及び境界標の種類を朱書きで示す。）			

※ 支給後一週間以内に埋設すること。埋設出来ない境界標は返却とする。

支給担当		支給日	月 日	受領印	
確認年月日	年 月 日	担当者			